

議案第105号

甲府市立学校校舎等使用料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市立学校校舎等使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月4日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市立学校校舎等使用料条例の一部を改正する条例
甲府市立学校校舎等使用料条例（昭和23年4月条例第6号）の一部を次のよう
に改正する。

別表中「530円」を「680円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

運動場照明施設の使用料の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。